歳末たすけあい運動募金配分事業

≪ 配分基準 ≫

<table>
<tr><th>NO</th><th>区　分</th><th>激励金の額</th><th>対象者(対象世帯)</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>1</td><td>世帯全員が７５歳以上の高齢者世帯</td><td>５千円/世帯</td><td>・ 日常生活が経済的に困難な次の世帯<table><tr><td>単身世帯</td><td>月額収入が１０万円以下(年金・その他の収入の合計)</td></tr><tr><td>上記以外</td><td>２人世帯では月額収入が１５万円以下、その他は２人世帯に準ずる額</td></tr></table></td><td>民生委員児童委員が状況調査</td></tr>
<tr><td>2</td><td>寝たきり高齢者がいる世帯</td><td>３千円/世帯</td><td>６ケ月以上、寝たきりで自宅療養している方(６５歳以上)がいる世帯</td><td>民生委員児童委員が状況調査</td></tr>
<tr><td>3</td><td>在宅長期療養者がいる世帯</td><td>３千円/世帯</td><td>６ケ月以上、医師の診断を受け自宅で療養しており働けない状態にある方がいる世帯</td><td>民生委員児童委員が状況調査</td></tr>
<tr><td>4</td><td>在宅心身障がい児者がいる世帯</td><td>３千円/世帯</td><td>知的・身体・精神障がいで働けない状態にある方がいる世帯</td><td>民生委員児童委員が状況調査</td></tr>
<tr><td>5</td><td>認知症患者がいる世帯</td><td>３千円/世帯</td><td>認知症の診断を受け常時家族の見守りが必要になる方がいる世帯</td><td>民生委員児童委員が状況調査</td></tr>
<tr><td>6</td><td>準要保護児童・生徒がいる世帯</td><td>２千円/児童生徒１人につき</td><td>義務教育就学中で市教育委員会が認定する準要保護児童・生徒がいる世帯</td><td>対象者が市社協に申し込む</td></tr>
<tr><td>7</td><td>その他の要支援世帯</td><td>５千円/世帯</td><td>収入を得る手立てがない又は収入が非常に少ないなど経済的に困っていてその状況が続いている世帯
収入要件は、No.１の区分に準ずる</td><td>民生委員児童委員が状況調査</td></tr>
</table>

［　**共通事項**　］

① 施設へ入所・入院している方は対象外。
② No.６との重複のほかは、重複配分を行わない。
③ 障がい者通所作業所等に自宅から通っている方がいる世帯は、対象とする。
④ 生活保護世帯は対象としない。
⑤ 辞退等、対象世帯の意思に留意する。
⑥ 配分委員会等で推薦がある者を配慮する。